

○都留市就学援助規則

(平成 17 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

改正 平成 19 年 12 月 26 日教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育の円滑な実施を図るため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条及び第 49 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(受給の資格)

第 2 条 就学援助を受けることができる者は、都留市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、公立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者とする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者

(2) 当該年度又はその前年度において、次のいずれかに該当し、前号に準じる程度に困窮していると教育長が認めた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者(その者が家計を主宰している場合に限る。)

イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づき市民税が非課税である者

ウ 地方税法第 323 条に基づき市民税が減免されている者

エ 地方税法第 367 条に基づき固定資産税が減免されている者

オ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び第 90 条に基づき国民年金の保険料が免除されている者

カ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づき保険料を減免され、又は徴収を猶予されている者

キ 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者(その者が家計を主宰している場合に限る。)

ク その他教育長が、就学援助が必要と認める者

(受給の申請)

第3条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助申請書(様式第1号)を、児童又は生徒の在籍する学校の校長を経由して、教育長に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を現に受けている保護者は、申請を必要としない。

- 2 前条第2号クに該当する者は、校長意見書(様式第2号)及び民生委員証明書(様式第3号)を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、当該年度の4月1日から同月30日までに行わなければならない。ただし、教育長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(受給者の認定等)

第4条 教育長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査の上、受給の可否を決定し、受給を認定された者(以下「受給者」という。)に対しては就学援助認定通知書(様式第4号)により、受給を認定されなかった者に対しては就学援助認定却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により受給を認定したときは、校長に対し、当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。
- 3 教育長は、第1項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、校長、民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができる。
- 4 受給者の認定期間は、別表第1の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。

(援助の種類)

第5条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において現に要するものについて行う。

ただし、第2条第1号の要保護者については、第4号の修学旅行費に限り就学援助を行うものとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費
- (3) 宿泊を伴う校外活動費

- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 入学準備金
- (7) 医療費(学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。)

(支給額)

第6条 就学援助の支給額は、別表第2のとおりとする。

(支給方法)

第7条 第5条第1号から第6号までに係る就学援助金は、毎年度2回に分けて、受給者の口座に振り込むことにより支給する。第5条第7号の医療費に係る就学援助金は、医療機関へ随時支払うことにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、受給者が希望するとき、又は第5条に規定する学校諸費用を滞納しているときは、就学援助金の受領に係る手続を校長への振込みにより行うことができる。

(援助の取消し)

第8条 教育長は、受給者が就学援助を必要としなくなった旨の届出をしたとき、都留市から転出したとき、又は虚偽その他不正な申請により就学援助を受給したときは、受給の認定を停止し、又は当該認定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消した場合において、既に就学援助金を支給しているときは、当該支給した就学援助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

区分			開始日
生活保護法による保護を受けている者			生活保護適用開始日(前年度から継続している場合は、4月1日)
上記以外の者	4月までに申請した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入学した者	転入学の日の翌月
	5月1日から翌年3月末日までに申請した者	4月1日現在在籍している者	当該申請をした日の翌月
		転入学した月内に申請した者	申請した日の翌月
		転入学の翌月以降に申請した者	申請をした月の翌月

別表第 2(第 6 条関係)

費目	小学校		中学校		摘要
	学年	金額	学年	金額	
入学準備金	1 学年	19,900 円	1 学年	22,900 円	5 月 1 日以後の申請は支給しない。
学用品費	1 学年	11,100 円	1 学年	21,700 円	左記の金額は、1 年間の支給額で、認定月により変わる。
	2~6 学年	13,270 円	2~3 学年	23,870 円	
修学旅行費	6 学年	実費	3 学年	実費	左記の金額の範囲内で支給
宿泊を伴う校外活動費	5・6 年	3,470 円	1・2 年	5,840 円	
宿泊を伴わない校外活動費	全学年	1,510 円	全学年	2,180 円	
給食費	全学年	実費	全学年	実費	

様式第 1 号(第 3 条関係)

就学援助申請書(世帯票)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

校長意見書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

民生委員証明書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条関係)

就学援助認定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 4 条関係)

就学援助認定却下通知書

[別紙参照]